

長野県外の医療機関の長 様

松本市長

日頃より、本市の母子保健行政についてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、市民が長野県外で産婦健康診査を受診される場合、下記の方法により実施された産婦健康診査であれば、受診者が後日に申請することにより、受診者が負担した費用の全部または一部を補助することができます。

つきましては、受診者の経済的負担の軽減及び、適切な支援の実施のため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、下記の方法による対応が難しい場合や、ご不明な点等ございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 産婦健康診査内容

(1) 実施時期のめやす及び回数

おおむね産後1か月、必要に応じて産後2週間頃の2回（貴院の体制に応じて実施をお願いします。）

(2) 健診必須項目

- ア 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬管理等）
- イ 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ウ 体重・血圧測定
- エ 尿検査（蛋白・糖）
- オ こころの健康チェック（エジンバラ産後うつ質問票）

2 実施方法

(1) 健診の実施

受診者から、「産婦健康診査受診票」を受け取り、上記健診必須項目を全て実施して、結果をご記入ください。

(2) 健診の実施後

ア 産婦健康診査費用は実費を、受診者へ請求してください。

イ 健診結果が記入された「産婦健康診査受診票」、「領収書」「診療明細書（ある場合のみ）」を受診者へお渡しください。（受診者が松本市に自己負担額の補助申請をする際に必要になります。）

受診票裏面、「受診日」、「医療機関名」、「医師名」又は「助産師・看護師名」は必ずご記入ください。

(3) 支援体制

産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合、下記の連絡先までご連絡くださいますようお願いいたします。

松本市保健所 健康づくり課
〒390-8620 長野県松本市丸の内3-7
担 当 母子保健担当
電 話 0263-34-3217（直通）
FAX 0263-39-2523
メール kenkoka@city.matsumoto.lg.jp